

釧路市春採アイスアリーナネーミングライツ募集要項

1 趣 旨

釧路市教育委員会では、「釧路市春採アイスアリーナ」について、施設の安定的な維持管理・運営、スポーツの普及、振興を図ること等を目的に、ネーミングライツ（施設命名権）を取得するスポンサーを募集します。

2 対象施設

対 象 施 設	釧路市春採アイスアリーナ
所 在 地	釧路市春採 7 丁目 1 番 5 号
施 設 概 要	※下記 10 のとおり
運 営 方 式	指定管理者により管理運営

3 募集期間

令和 7 年 6 月 3 日（火）から令和 7 年 6 月 20 日（金）まで

※ 持参による場合：受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時まで

※ 郵送による場合：令和 7 年 6 月 20 日（金） 必着

4 契約条件

○ ネーミングライツ料（提案希望額）：月額 12 万円以上（税別）
月額 × 12 ヶ月 = 144 万円以上（税別）

○ 契約希望期間 令和 7 年 8 月 1 日 から、複数年（3 年以上）

※ ネーミングライツスポンサーが契約期間終了後も引き続きネーミングライツ契約の継続を希望する場合は、優先交渉権があります。

※ ネーミングライツ料は 1 年毎のお支払いとなります。

5 応募資格

応募者は、次の要件をすべて満たす者又はそれらにより構成された団体でなければなりません。

（1）次のいずれにも該当しないこと。

- ① 国税（法人税、消費税、地方消費税）、市区町村税を滞納している者
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生の手続中の者

- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務委託営業を営む者
- ⑤ 釧路市暴力団排除条例（平成 24 年釧路市条例第 33 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者
- ⑥ 政治団体又は宗教団体
- ⑦ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ⑧ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する訪問販売、同条第 3 項に規定する電話勧誘販売、同法第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業、同法第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売業又は同法第 58 条の 4 に規定する訪問購入を業として営む者
- ⑨ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者
- ⑩ 法律に定めのない医業類似行為を行う者
- ⑪ その他ネーミングライツスポンサーとしてふさわしくないと市が認める者

6 応募方法等

釧路市春採アイスアリーナネーミングライツスポンサー申込書【様式第 1 号】に必要事項を記入し、必要添付書類を添えて釧路市教育委員会生涯学習部スポーツ課（下記 13 参照）まで提出してください。

1. 提出書類（①～⑥まで正本 1 部、副本 8 部を提出して下さい）

① 釧路市春採アイスアリーナネーミングライツスポンサー申込書（様式第 1 号）

※ 【様式第 1 号】は、釧路市ホームページに掲載します。

「北海道釧路市ホームページ」⇒「産業・ビジネス・観光」⇒「広告事業」
⇒「釧路市春採アイスアリーナのネーミングライツスポンサーを募集します」

② 登記事項証明書（商業・法人登記簿謄本）

③ 法人の釧路市税又は消費税及び地方消費税（申請の日において納期が到来しているものに限る。）に滞納がないことを証明する書類

④ 定款

⑤ 法人概要

⑥ 決算報告書（直近 3 か年）

※ ②及び③は、提出日において発行日より 3 か月以内のものに限ります。

7 愛称付与の条件

(1) 愛称等に関する条件

- ① 愛称等は、公の施設の愛称等としてふさわしいものとし、施設の設置目的がイメージできるものとしてください。
- ② 市民及び施設利用者の理解が得られる愛称等としてください。
- ③ 冠の後に、「アイスアリーナ」という言葉を入れてください。
- ※ ネーミングライツスポンサーが、「釧路商事株式会社」である場合の例
釧路市春採アイスアリーナ ⇒ 釧商アイスアリーナ

(2) 次のいずれかに該当するもの又はそのおそれがあるものは、愛称に使用することができません。

- ① 第三者の権利を侵害するもの
- ② 釧路市以外の地域を連想させるもの
- ③ 法令等に違反するもの
- ④ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ⑤ 基本的人権を侵害するもの
- ⑥ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑦ 社会問題についての主義又は主張にあたるもの
- ⑧ その他、愛称として使用することが適当でないと釧路市教育委員会が認めるもの

(3) 市民や施設利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間中の愛称の変更はできません。

(4) 釧路市春採アイスアリーナ条例（平成 17 年 10 月 11 日条例第 274 号）に規定する正式名称「釧路市春採アイスアリーナ」を変更するものではありません。

(5) 愛称は令和 7 年 8 月 1 日から使用開始します。

8 ネーミングライツに付帯する権利

- (1) ネーミングライツスポンサーの広報及び広告、販売促進などにおいて、愛称と施設の写真を使用できます。
- (2) 一般（正面）入口横に愛称を表示できます。その他の愛称表示箇所については契約締結時に協議により決定します。（別紙参照）
- (3) 各年度 20 時間以内の当施設の無償使用ができます。
- (4) その他希望する事項があれば別途協議します。（内容によっては、行政財産の目的外使用許可等に係る手続が必要になるものがあります。）

9 費用の負担

(1) ネーミングライツスポンサー及び市の費用負担について

区分	釧路市	スポンサー企業
ネーミングライツ料		○
施設看板等の変更		○
契約期間終了後の原状回復費用		○
市の印刷物及び市ホームページの表示変更 (新愛称決定後に限る)	○	

※ ネーミングライツ料を、釧路市教育委員会が指定する期限までに納入通知書により一括納入していただきます。既に納付されたネーミングライツ料は還付しません。

10 施設概要

○所在地：釧路市春採7丁目1番5号

○設置日：昭和58年9月4日

○開場期間：4月1日～5月31日、8月1日～翌年3月31日

○開場時間：6：00～24：00

○施設内容

- ・規格：屋内リンク（30m×60m）
- ・収容人数：3,000人
- ・観客席：固定席1,500人、立見1,500人

○令和7年度大会（予定）

- ・全日本少年アイスホッケー大会（男子中学生選抜の全国大会）
- ・北海道高等学校アイスホッケー競技選手権大会

11 選定方法等

(1) 選定方法

釧路市教育委員会が設置する「選定委員会」において定める選定基準により、応募企業等の経営の安定性や事業内容、ネーミングライツ料の提案金額、契約期間、愛称のふさわしさ、地域貢献に関する取り組みの提案内容等を総合的に判断し、必要に応じてプレゼンテーションやヒアリングを行い、ネーミングライツスポンサーの優先交渉権者を決定します。

(2) 選定結果の発表

全ての応募者に選定結果を通知するとともに、選定された法人名を釧路市のホームページ等を通じて発表します。

(3) 優先交渉権者の協議

優先交渉権者の決定後、「8 ネーミングライツに付帯する権利」及び契約に関わる必要事項について協議を行います。協議が不調に終わった場合において、次点順位の応募者がいる場合は、その応募者と順次協議いたします。

(4) 契約の締結

釧路市教育委員会は、ネーミングライツスポンサーの優先交渉権者との協議が整った段階で、ネーミングライツに係る契約を締結します。

12 その他の留意事項

(1) 優先交渉権者の決定の取消し又は契約の解除

釧路市教育委員会は、優先交渉権者又はネーミングライツスポンサーとして決定された者が、その決定後に応募資格を欠くこととなったとき、又は社会的信用を損なう行為等をしたと認めるときは、優先交渉権者の決定を取り消し、又はネーミングライツに係る契約を解除することができることとします。契約を解除した場合における原状回復等に必要な費用については、ネーミングライツスポンサーが負担するものとし、納付済のネーミングライツ料は還付しません。

(2) ネーミングライツ料の不還付

納付済のネーミングライツ料は、原則還付しません。ただし、ネーミングライツスポンサーの責めに帰することができない事由により、ネーミングライツを中止し、又はネーミングライツに係る契約を解除したときは、この限りではありません。

(3) 愛称が第三者の権利を侵害した場合の対応

愛称が第三者の商標権その他の権利を侵害し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じた場合は、ネーミングライツスポンサーの責任と費用においてこれらを解決しなければなりません。

(4) 他の事業者による広告事業の実施

今後、釧路市や指定管理者等により、別途広告事業（例：リンク内フェンス広告）を実施する場合がございますので、ご注意ください。なお、実施する際には、事前にネーミングライツスポンサーと協議をいたします。

1 3 問い合わせ先

〒085-0016 釧路市錦町2丁目4番地（釧路フィッシャーマンズワークスMOO4階）

釧路市教育委員会生涯学習部スポーツ課（担当：上総、大沼、阿部）

電話：0154-31-2600 FAX：0154-22-9096

E-mail：su-sport@city.kushiro.lg.jp